

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則

第3条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第7条とする。

第2条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同条を第6条とする。

第1条中「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例（以下「」及び「」という。）」を削り、「休日」の右に「（以下「休日」という。）」を加え、「別表の」を「別表第2の」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の4条を加える。

（こども元気ランド、相談室及び子育て図書館の開館時間）

第1条 こども元気ランド、相談室及び子育て図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。

（使用許可の申請）

第2条 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例（以下「条例」という。）第4条の規定により使用の許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先（団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び連絡先）
- (2) 使用する施設及び付属設備
- (3) 使用する日、時間及び人数
- (4) 使用の目的
- (5) その他市長が必要と認める事項

(受付期間)

第3条 前条の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の6箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

本則に次の3条を加える。

(子育て図書館の利用)

第8条 子育て図書館の利用については、京都市図書館の組織及び運営に関する規則第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、同教育委員会規則第3条第2項第3号中「教育長」とあるのは「市長」と、同教育委員会規則第4条中「別に」とあるのは「子ども若者はぐくみ局長が」と読み替えるものとする。

(特別の設備)

第9条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

別表中「第1条関係」を「第5条関係」に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第1条関係)

区 分	開 館 時 間
こども元気ランド及び 相談室	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、 午前9時から午後5時まで
子 育 て 図 書 館	午前9時30分から午後8時30分まで。ただし、日曜日、 土曜日及び休日は、午前9時30分から午後5時まで

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)